

Title	「うつぼ」と水の神
Sub Title	
Author	柳田, 國男(Yanagida, Kunio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.4 (1922. 8) ,p.1(479)- 9(487)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220800-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史

學

第壹卷 第四號

大正十一年八月

「うつぼ」と水の神

玉手箱の古い思想 曾て郷土研究誌上でも盛に研究せられた諸國の時鳥傳説の中で、今も自分共の難解に感じて居る一の點は、此鳥が取分けて冥途の鳥又は死出の田長などと信じられた理由である。蜀の天子の亡魂などと云ふ支那の珍書の記事が、我邦田舎人の通説を作り上げたと云ふとは、既に頗る有り得べからざる話であるが、空を飛ぶ物を靈と考へるのは概して未開の世の常であれば、著作り或は不悌の妹が化して此鳥と成ると云ふ迄は、彼此共通に基くと言つてもよからう。獨り他の百鳥は差置いて、時鳥ばかりが幽界との交通を掌つて居たと云ふに至つては、更に相應の理由の存する者が無ければならぬ。通例先づ人の考へに浮ぶのは此鳥の啼く季節であるが（（二一五））、之に就ては未だ言ふべき所を知らぬ。次には其鳴聲である。昔の人は心靜かに此の天然の語を聞いて居て、常に色々の想像を抱いたやうである。今でも觀察に粗なる人々が時鳥の雌だなどと云ひ、或は郭公と書いて殆ど

「うつぼ」と水の神（柳田）

（墨表）

一

相混じて居る「かつこう」の鳴聲などは、事によると右の如き口碑の起原を爲して居るかも知れぬ。

右の如き斷定には尙ほ危い憶測が累を爲して居るとしても、兎に角この寂しい閑古鳥の聲には、夙くから一の俗信が伴つて居たのは事實である。「かつこう」は萬葉集の中に屢々箱鳥と詠まれて居るものと同じで、「はこどり」「はこ」は正しく其聲に由つた名である（筆記）。中代に至つては更に轉じて「はやことり」の稱があつた。源氏の河海抄に雄略天皇の御宇、美作つるき山と云ふ地に有つた事として傳へて居る一話は、婦人が山中に於て鷺に我背の兒を捉られ早來々々と呼び死に死んだとあつて（倭訓乘 中編）最早人が死んで鳥に化したと云ふ有ふれた形式に落ちて了つて居るが、よく觀ると鷺に攫まれてから早來と叫んだのは理に合はず、恐らくは是も以前話のあつた呼名の恠の類で、小兒の魂が此鳥に早來と呼ばれるに因つて脱し去ると云ふ恐怖が、斯う云ふ話の起因になつたかと思はれる。而も其の早來と聞えた啼聲の怖しかつたのも、今一つ遡つて自ら箱々と名乗つた時代の印象を計算に入れぬと、まだ十分に我々には事情を會得しられぬやうである。

誠や今日の如く下駄草履の類までも箱に入れて携へる時代の人には、如何に箱々と叫んでも寸毫も氣味悪くは無いだらうが、此様に箱の使用の自由なことは、在所の住民に取つては是亦甚だしく近世からのことである。什具調度に豊かなる貴人上臈の際を除くときは、斯る手の籠んだ工藝品の用ゐられる場合は限りが有つたので、中に就ても最も主なるものは信仰上の行爲、殊には靈魂の運搬に在つたことは略想像するに足るのである（郷一の四四 九頁以下參照）。從つて少なくも杜鵑の一類と見て居た郭公又は布谷鳥を、冥途の使者なるが如く畏れて居たと解するはさ程無理で無いのみならず、延いては人の魂が體

外に保管せられ得るとした古いく思想が、形圓く内うつぼなる「なりひさご」といふ一物を通じて、終に今代まで連綿し來つた消息をも窺ひ知らしむる端となるのである。

鎮魂の祭 雲井の宮の奥に今も行はせらるゝ御魂鎮めの御式は、既に如何なる程度に迄、新神道と協調して居るかは、自分の窺ひ知らざる所である。而も年中行事秘抄に由つて古く傳へられて居る阿知女於於の鎮魂歌を見れば、所謂魂筥の決して祭具の容器で無かつたとだけは明白である。議論は避けて茲には唯自分の読み得たゞけに歌の章句を書列ね、此を沖繩のまぶひ込め(土俗と傳説)と、どの點迄似て居るかを考へて見やう。

あちめ おおお「魂筥に木綿取りしでゝ たまち取らせよ」御魂狩 魂狩りましゝ神は 今ぞ來ませる」

あちめ おおお「御魂見に いましゝ神は 今ぞ來ませる」魂筥持ちて さり来る御魂 魂返しすなや」

所謂生靈と死靈との區別が、古人に取つては排氣鐘内の羽と鉛とであつたやうに、佛道其他の新宗教の行はれる迄は、「たま」にも人のと神のとの、待遇の差等が少なかつたらうが、而も部曲々々の里の神・家の神を鎮め申すに當つて、相似たる方式が採用せられては居なかつたらうか。自分は我邦固有の信仰に、所謂御正體(みしゃうたい)の存在を必要として居たと云ふ説を疑ひ、之を反證せんが爲めに此篇を起した者である。本地佛像の跋扈せぬ時代、又金銀の御幣などの大に用ひられぬ以前には、果して何を對象として崇敬の誠を致したものであ

らうか。之に關しては又、今では自社の神官にも輕せられて居る程の村の言傳へを、調べて見なければならぬのである。

村の神道を重んじて居る我々に取つて、看過することの出來ぬ著しい共通點は、神々の異動遷移と云ふことである。就中神體の漂着と云ふのは最も多くの神社の創立誌であつた。是には尾州津島天王の御渡神事(郷、二〇二頁)の如く、手續の至つて明瞭なものもあるが、古い處では多くは櫃箱の類に入つて流れ着いたことになつて居る。思ふに是には却つて古い櫃箱の存在に由つて、此の如き解説を促した場合が多いであらう。何となれば人の所業に出でざる偶然が、其ほど流行し得る理は無いからである。又一方には地形上どうしても漂着の古傳を成立せしめざる社もあつて、笈掛杉笈掛石などの縁起之に屬して居る。若州遠敷郡堤村の箱明神は、式にも國神名帳にも有る古い神であるが、最初示現の時箱の中には在つて山上に降りたまふと傳へて其山を箱嶽と稱し(若狭郡縣志四)、備後双三郡三良阪の御箱山は、天孫降臨の御伴に此神三種の神寶を容れたる箱を持ちたまふといふ說もあるが、一段と穩當なる他の一說には神體を箱に納めて祭る故となつて居る(藝藩通志)。越前勝山の南なる筥の渡では、泰澄大師白山登りの折に筥に載せて九頭龍川を御渡し申したと云ひ、或は又櫃の蓋に載せてとも云つて、大渡村には渡守の子孫と稱する者、其破片の材を傳へ有して居る(越前勝志)。開けると眼が潰れるなどゝ信じて、箱の内容を究めなかつた間はよいが、古び損じ又は人が本の心を忘れて後は、空虚なる一箇の器を貴重視する理由を、神漂着の夢語りなどに托せんとするのは、極めて自然なる人の思案である。然るにも拘らず、今も尙一二の地方に於て、時として容器其物を拜祀の當體として居るのは、其の基く所魂筥の

思想に在りとせずして、果して他に説明の途があらうか。

土佐國には近世の調査ではあるが、神社の御神體を書上げた各郡の神體記と云ふ本があるさうである。其中で高岡郡波川村の蘇我神社は、古くより八幡と相殿にして御神體は一尺二寸四方の箱とあり香美郡赤岡村の「するた」八幡の神體は、鏡一面及び曲物の鉢一つで、其鉢には天正十二年の銘があつたとある（明治神社誌料）。南路志の記事には尙ほ陶器の壺を神體とする社もあつたと記憶する。更に同じ國安藝郡秋津村の八王子宮の如きは、大昔異光を放つて此里の海邊に流れ着いたと云ふ一箇の石塊と共に、「もつく」と稱する漁民の食物を容れる器具を齋祀祝つて居た。始めて神を勧請した村人の裔と云ふ者、代々神主として仕へまつり、神實の「もつく」は其時靈石を奉じ還つた器であると傳へて居た（明治神社誌料）。

川村杏樹は梓巫の漂泊生活に由つて、其の持つ箱の性質を説明せんとしたが、是れ或は本末の顛倒であつて、例へば伊勢の齋宮の第一祖が、箱の中の小虫から成長したと云ふ諸社根元記の舊傳の如き、多くの赫奕媛系の舊話などは、その由つて來る所を解き得ぬやうになりさうだ。唯近世の神輿と同源らしき「ほこら」と云ふ物の名稱が、魂宮の「ほこ」と云ふ語と因縁のあるらしいことだけは、（郷、一の四五一頁）改めて爰に掲げて後の問題にする値があると信する。

御神體入換 文化の初年迄江戸で大に流行した例の池袋村の百姓助右衛門が家の天神と云ふのは、四五寸ばかりの箱であつて、是は釘付けにして開いて見なかつたと云ふことである。之に附隨して別に一箇の石あり、箱の神に祈念して後に其石を手に持ち、輕重に由つて神意を問ふことであつたが、此の如く物が二つに別れて居ては相互の關係も分らぬ爲か、久しからずして信仰地に墮ちたと云ふ話で

ある（遊歷雜記二下）。此よりも更に三百年前、臥雲日伴錄（二）に記す所の、巫女鈴御前が携へてゐた方五六寸の箱の如きは、神意に反する場合には箱自ら手の中より落ちたと云ひ、又「箱の中に聲あり人語に彷彿す、蓋し神此中に託するか」ともある。或は酒を欲するにより箱を開いて密かに之を進むるに、能く一升を飲み盡したともある。箱は固より平人の眼には事も無げに見ゆる故に、常に此種の奇瑞を繰返すか、然らざれば嚴重なる神祕を保つて、始めて其靈驗を信せしむることを得たことであらう。

田樂に由つて人に知られた常陸金砂山の明神に在つては、其七十二年目毎の大祭に、深夜に海際の御旅所に於て、神體入代への式と云ふが行はれた。此御神體は一箇の生きた鮑だと云ふのが近代の言傳へで、乃ち鮑形大明神の神號もあつた。壺の中に潮を湛へて其中に七十二年の間齋き祀り、七日の大祭の中日の夜、神輿に奉じて濱に下り之を海中へ返し奉れば、必ず新たに海上より浮び来る鮑あり、之を取上げて同じ壺に請じ入るゝとあつて（譚海）、如何にも信じにくい説であるが、而も其壺は往往開き視ることもあつたと見えて、壺の中の潮の減少に伴つて世中が悪くなる故に、大祭の日を待付けて新たに潮を満たし、以て禾穀の豊穣を期するのだと言ふのは、則ち自分等が想像して居る古い魂籠の思想であつて、雲州日御崎の名高い祭との異同は問はずとも、國々に至つて例の多い濱下りと稱する神の行幸が、本來無意味なる賑かしで無かつたと云ふことだけは推論せしめ得るのである。

浦島子の玉手箱は萬葉の歌には「玉くしげ」とある。熊野新宮や香取等の大社では、御櫛笥は既に久しい前から神寶目錄中の一色目で、紅粉や髪飾などの婦人調度と伍を爲して居るが、果して櫛の字を充てゝ正しいか否かを知らぬ。「開けてくやしき」の類話は南海の果にもある。即ち八重山大濱の崎原

神、俗に新神とも稱する祭り嶽は、昔時畫捲伊と云ふ農夫兄弟、薩州坊津に航して白髮の老翁より授けられた箱の神である。洋中に於て開くなれと戒められたるにも拘らず、其禁を破つたら忽ち逆風に吹戻されて、再び前の港に著いた。内に一物を見ざりきとある。二度目に貰つた箱は其儘我島に持還り、伯母小妹と共に之を開くに、神乃ち其女に憑つたとある（遺老說傳二）。是だけ十分なる驗應を見せてこそ、空しき筥の中に在る者を確認し得るだらうが、固より屢すべき出來事では無かつた。凡人の情として風や潮水だけでは頼無かつたあまりに、假に其中に夢の鮑あわびや小さな蛇を住ませたとすれば、是やがて末法の信の衰へを意味するもので、之に由つて「あにみすむ」の原始形態を窺はんとするのは恐くは無理である。唯此と同時に、些しく思を馳せて見ねばならぬ一事は、前にも見る如く魂筥必しも板を合せた四角な器のみで無く、又靈ある動物が自在に其形を大小にし得ることを認めるとすれば、様々の「うつぼ」なる物の中でも、比佐古は最も自然にして且つ居心地のよさゝうな魂の宿りであると云ふ點である。かの祇園の祭を過ぎての胡爪には、蛇が居ることがあるから食つてはならぬ云ふ俗傳の如き、稀には我々の觀察にも遭遇し得さうな事であつて、七十餘年鮑が一つの壺の中に生息するといふなどに比べると、事實上の基礎に於て遙に強力なるものと言はねばならぬ。

猿の皮の鞆 自分は以前山島民譚集の卷一に於て、河童が馬を引込まうとして常に失敗し、怠状を立てゝ將來災を爲すまじき約束をしたと云ふ諸國の昔話が、猿を以て廄舎の守護とした東亞一帶の古習俗に起因するであらうと云ふ證據に、狂言の鞆猿の趣向と、越前萬歳の宇津保舞がもと廄安全の祈禱であつたことを挙げたが、而も何故に宇津保が其様な禁厭又は祈禱に效があつたか、其時はまだ之

を言ふことが出来なかつた。仍て此機會に今一度順序を立て、考へて見やうと思ふ。先づ第一に「うつぼ」と云ふ語の本義は内空席と云ふことである。木の「うつろ」を「うつぼ」とも謂つた例は、古事談四六角堂觀音の條などにある。獨木舟をうつぼ舟と謂ふも之に基き、箱柵の堅なるをうつぼ柱と謂つたのは(新野)(問答)、既に平家物語にも夫木抄にもある。禁中では葱をうつぼと呼び(海人)(諺語大藻芥)、職人盡の歌にも之をうつぼ草と詠んで居るのは、此物の葉の形からであらう(諺語大). 武家で箭を納れて携へる「うつぼ」の、同じ理由に起因することは、物を見れば一目で之を認め得る。而も此器具の始原は多分中世である。鞆の字の正しい訓は「ゆぎ」である。「うつぼ」は八幡太郎笠の箱を見て作り始むと云ふ説(倭訓)は、疑しいが、而も義家・義光の時代から武器の盛に用ゐられたらしい證據はある(古今要覽)。此「うつぼ」に對して鞆の字を當てたのは、童蒙頌韻などの時代からであらう。問題は「うつぼ」と謂ふ名だけが後で、此形狀の武具は其前から有つたのか、はた又名も物も共に入幡殿の頃に起つたのかで、自分としては決定に難いが、元來此器の必要は矢賦りの爲などと云ふよりも、一度に澤山の箭を携帶し且つ羽の部分を損せしめぬ用意であるらしいから、少くとも武人が遠國に往返する事が盛になつて後、大に用ゐらるゝに至つたらうとは言ひ得る。或は又狩の爲に山に入るには便宜だから、田舎では夙くから行はれて居たと言ひ得るかも知れぬ。而して其「うつぼ」には獸の皮を掛けたのと然らざる物とあつて、前者のみを騎馬うつぼと稱へて居た。猿の皮の他には猪なども常に用ゐられ、足利時代の末迄も京都に「うつぼ」屋と云ふ特殊の工人あり、猪の革を納めるのは例の河原者の公事(公事)であつた(言繼)。さばかり實用ありとも思はれぬ獸の皮に、特段の工作を費したのを見ると、最初は或は信仰上の動機に出でたのか

も知れぬ。翻つて能の狂言の鞆猿に、單に馬の祈禱に猿を舞はしむる爲ばかりに、大名の無理難題を
鞆の皮の所望に持つて行つたのは、どうしても初度の落想とは考へられぬ。名分は猿其物の外に「う
つぼ」と云ふ品にも縁起乃至は呪術の力があつて、之を以て廐の祭等を行つたのが越前宇津保舞の名
の起りであらうと思ふ。實際又野大坪の萬歳には猿を使つた歴史は無いのである。若し假に此物が専
ら箭を盛る器となつて了つた前に、内空虛なるが爲に既に神を祭るの用に充てられて居たとするなら
ば、是も亦靈の宿りとして、昔の人眼には似つかはしく感せられた結果であつて、頼政が退治た鶴の
如き妖恠、其他色々の不祥を「うつぼ舟」に載せて海に流したと云ふ口碑と、一本の筋を辿つて其來
由を問ふべきものである。庶物の常の性に反して空を翔るもの、靈と認められた如く、水に入れても
沈まぬといふ一事、先づ以て此物の力の不可思議を驚かしめた時代が、曾ては一度我々の中にもあつ
たのかも知れぬ。

柳田國男

「うつぼ」と水の神（柳田）